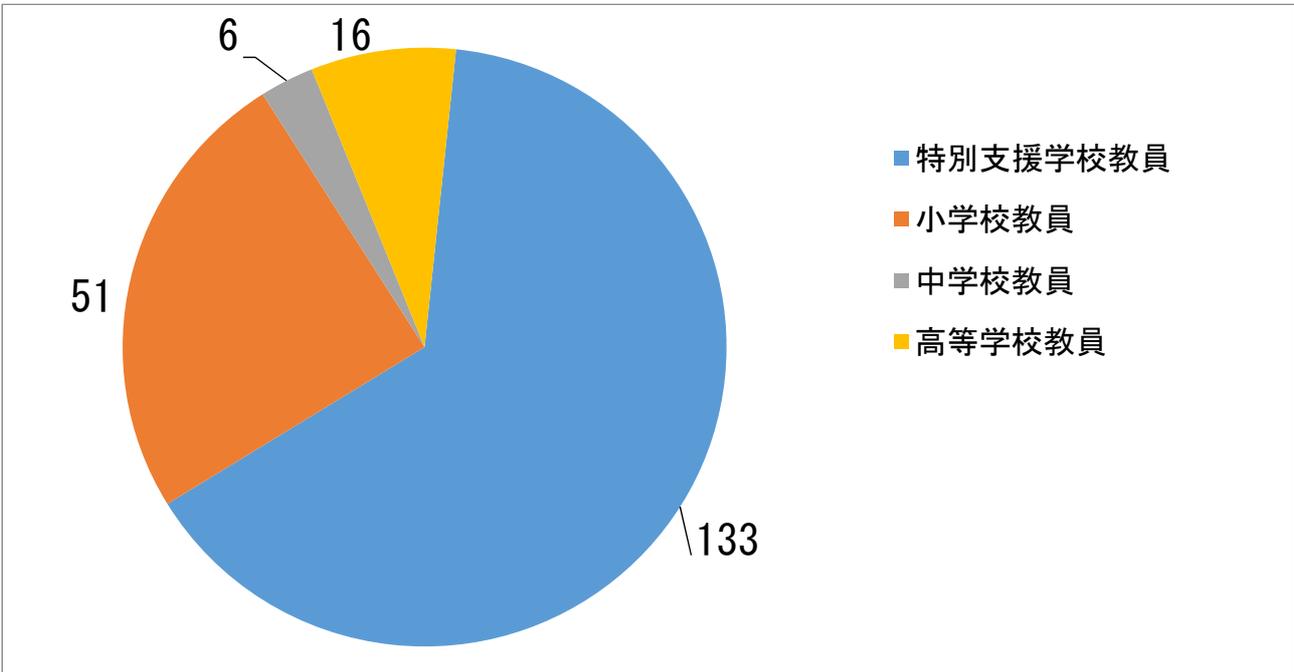


資料4-② 教育職員免許法単位認定講習受講者の状況

単位認定講習受講者の校種別内訳（R1）



高校改革・特別支援教育課調べ

単位認定講習の校種別受講者数の推移（H27～R1）

	H27	H28	H29	H30	R1
小学校	75	85	87	60	51
中学校	9	12	14	6	6
高校	2	5	4	4	16
特別支援学校	112	101	129	140	133
合計 (実人数)	198	203	234	210	206

高校改革・特別支援教育課調べ

単位認定講習の定員及び受講者数の推移（H23～R1）

特別支援教育に関する科目	開設科目名	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		
		定員	受講者数	定員	受講者数															
第1欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育基礎理論	70	69			80	108			120	124			120	129			130	125	
	視覚障害者の心理・生理・病理	70	54			80	74			80	67			80	108			90	68	
	聴覚障害者の心理・生理・病理	70	57			80	75			80	74			80	94			90	88	
	視覚障害者指導法			70	62				80	70				80	83		90			
第2欄 特別支援教育領域に関する科目	聴覚障害者指導法			70	72				80	66				80	81			90	98	
	肢体不自由者教育総論	70	63			80	78			80	63			80	75			90	87	
	知的障害者教育総論			70	71				80	105				120	97		130			
	病弱者教育総論			70	58				80	93				80	78		90			
第3欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域外の領域に関する科目	発達障害者教育総論	70	86			90	111			120	112			120	149			130	121	
	重複障害者教育総論			70	87				120	127				120	119		130			
合計数(延べ人数)		350	329	350	350	410	446	440	461	480	440	480	480	458	555	530	519	530	489	

## 資料4-③ 教員研修の状況

## 1 教員研修に関する制度

実施月	制 度 名	派遣先	期 間	対象者
4月～3月	国内大学留学生制度	国内大学	1年	県公立学校教員として、本県において教職3年以上の者で県が定める基準に該当する者
4月～3月	山梨大学教育学部大学院研修制度	山梨大学	2年	
4月～3月	県総合教育センター一般留学生派遣制度	県総合教育センター	1年	

## 2 特別支援学校教諭免許状取得に関する取組

実施月	制 度 名	会場	期 間	対象者
7月～8月	教育職員免許法認定講習 (特別支援学校教諭免許状)	県 内	各講座 2日	小・中学校、高等学校、特別支援学校に勤務する教員で特別支援学校教諭免許状を取得しようとする者

## 3 教 員 研 修

## (1) (独) 国立特別支援教育総合研究所による研修

No	名 称	期 間	人 数	場 所 他
1	特別支援教育専門研修	2ヶ月	若干名	独立行政法人 国立特別支援教育総合研 究所
2	高等学校における通級による指導に関わる指導者研究協議会	2日×3回		
3	特別支援学校寄宿舎指導実践協議会	1日～2日		
4	交流及び共同学習推進指導者研究協議会			
5	特別支援教育におけるICT活用に関わる指導者研究協議会			
6	特別支援学校「体育・スポーツ」実践指導者協議会			

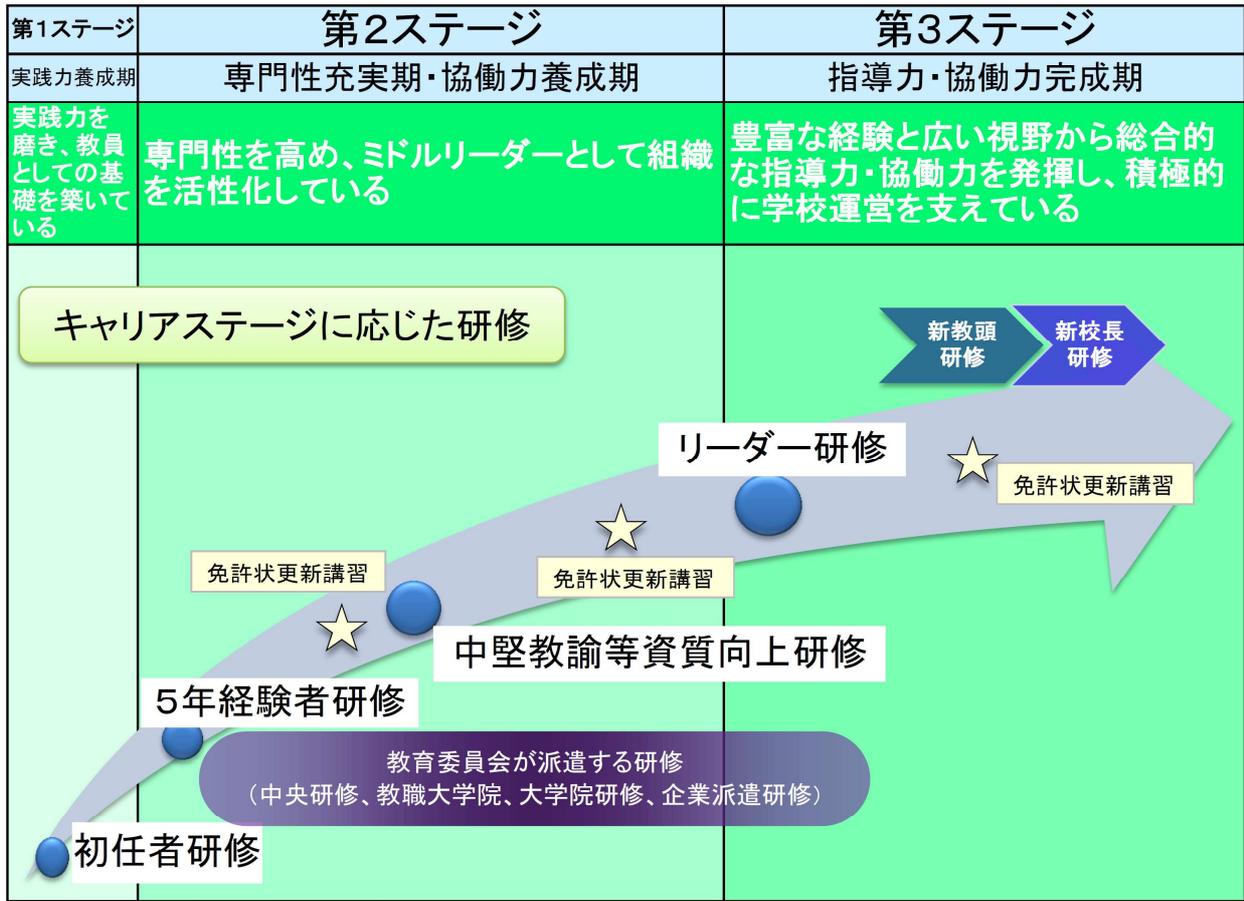
## (2) 県教育委員会が主催する研修

月	研 修 会 名	回数	対象者
4	特別支援学級教育課程説明会	1	小・中学校の教員
5	医療的ケア専門研修	1	医療的ケア実施校の養護教諭・学校看護師
6・7	特別支援教育支援員地区研修会	県内5ヶ所 各1回	市町村教育委員会が配置する特別支援教育支援員
7・9	幼稚園・保育所(園)・認定こども園における特別支援教育研修会	2	幼稚園、保育所(園)関係者、小・特の教員、市町村の教育・福祉・保健等の行政関係者
7・11	特別支援教育管理職研修会	2	幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校の管理職
8	医療的ケア：教員による特定行為基本研修	2	特別支援学校の教員
8	特別支援学校教育課程等説明会	1	特別支援学校の教員
8	指導看護師養成講習会	1	学校看護師
8	寄宿舎指導員講習会	1	寄宿舎指導員

## (3) 県総合教育センターにおける研修

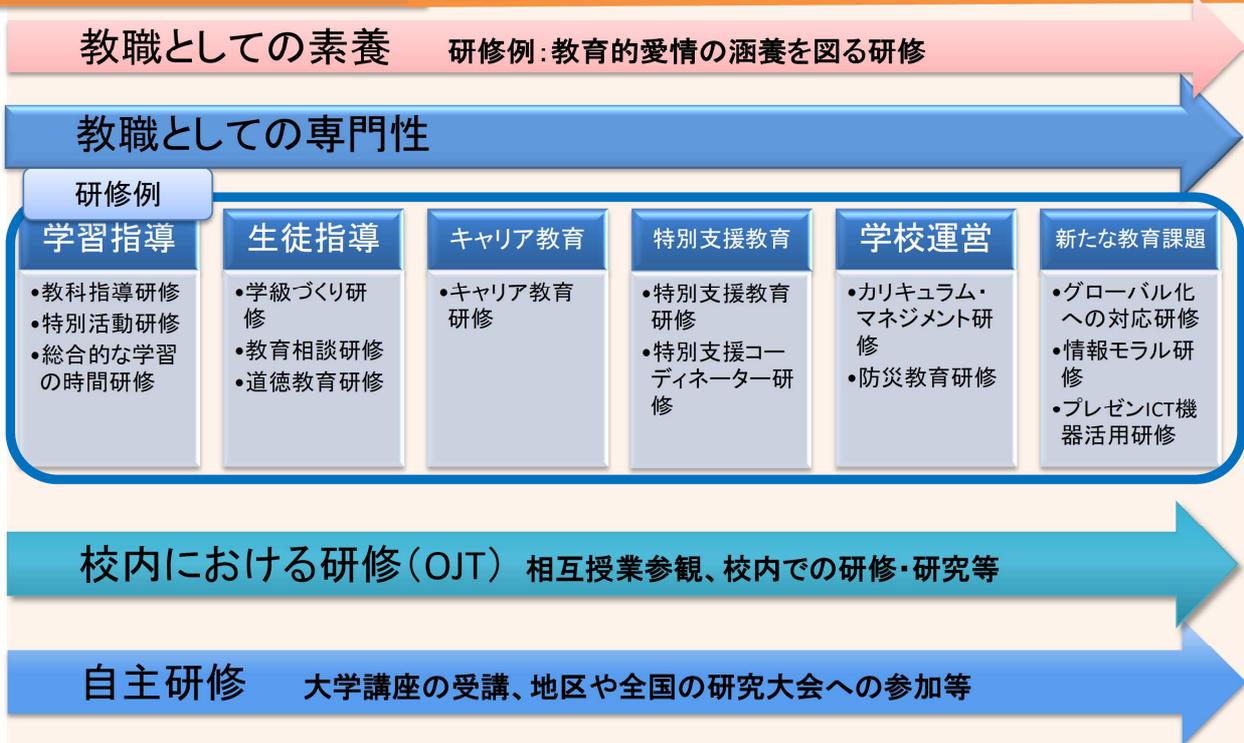
月	研 修 会 名	回数	対象者
4～10	新特別支援教育研修会	6	小・中学校の新特別支援学級担任及び新通級による指導担当者
5～7	新特別支援教育コーディネーター研修会	2	小・中・高・特別支援学校の新特別支援教育コーディネーター
5	子供の実態把握のための研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
6～7	子供の実態把握のための専門研修会	3	小・中・高・特別支援学校の教員
7	子供の特性理解研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
7	子供の育ちを促す授業づくり研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	通常の学級における特別支援教育研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
8	医療的ケアスキルアップ研修会	2	特別支援学校の教員 (県教委が主催する基本研修を修了した者)
8	特別支援教育におけるICT活用研修会	1	小・中・高・特別支援学校の教員
4～2	特別支援学校コーディネーター等 相談支援資質向上研修会	31	特別支援学校特別支援教育コーディネーター 通級指導教室・市町村教育委員会担当者の希望者

やまなし教員等育成指標に基づく研修体系



第1ステージは採用から5年目まで、第2ステージは採用6年目～40代半ばまで、第3ステージは40代半ば～60歳までをイメージしている。

具体的な研修内容



資料4-④ 学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業

【趣旨】

本事業は、通級による指導を担当する教員の専門性を向上し、学習障害等のある児童生徒一人一人の特性に応じた指導と支援を充実させるため、経験年数等に応じた系統的な研修体制を構築すること、また、適切な実態把握に基づいた一人一人の特性に応じた指導と支援を充実させるため、学習障害のある児童生徒に対する教材等のパッケージ化及び指導モデルを示すこととし、以て学習障害等のある児童生徒への支援体制を強化することを趣旨として実施する。

【実施期間】

令和元年7月19日（金）から令和2年3月31日（火）

【実施内容】

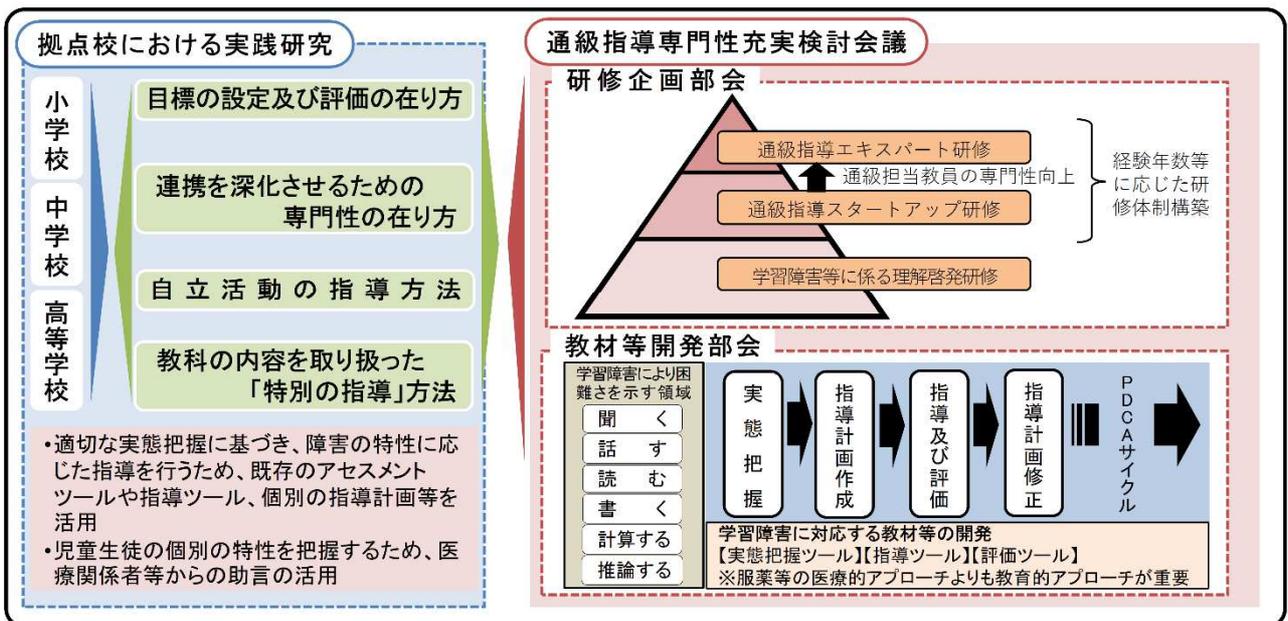
- (1) 通級指導専門性充実検討会議全体会の開催（年2回）
- (2) 研修企画部会の開催（年6回）
- (3) 教材等開発部会の開催（年6回）
- (4) 拠点校における研究（山梨市立日下部小学校・山梨北中学校，山梨県立中央高等学校）

文部科学省「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」の委託事業

学習障害等のある児童生徒への支援体制強化事業（令和元年度～）

（文部科学省「発達障害に関する通級による指導担当教員等専門性充実事業」受託）

学習上の得意不得意の差が大きく、能力に偏りがある学習障害等のある児童生徒が、障害の特性に合った指導や支援を受け、持てる能力を発揮できるようにする。



通級による指導が充実し、学習障害等のある児童生徒への支援体制が強化される

## 資料5-① 学校種間における教員の人事交流

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」抜粋

中央教育審議会「特別支援教育の在り方に関する特別委員会」（H24, 7, 13）

1. 共生社会の形成に向けて
2. 就学相談・就学先決定の在り方について
3. 障害のある子どもが十分に教育を受けられるための合理的配慮及びその基礎となる環境整備
4. 多様な学びの場の整備と学校間連携等の推進
- ⋮
5. 特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等

(1) 教職員の専門性の確保

1. すべての教員が身に付けるべき基礎的な知識・技能

小・中学校においては、特別支援学級担当教員の多くは通常の学級と特別支援学級を行き来するので、長期間にわたり専門性を維持することが難しい。このため、特別支援学級等に配置した教員の異動について、学校全体の専門性の確保の観点からの配慮を行うことなども考えられる。また、特別支援学級等の担当教員の研修についても、例えば、特別支援学校を経験した教員が、特別支援学級等の担当教員に対し日常的なOJT（On the job training、職場内研修）で経験や知見を伝授する機会を設けるなど、設置者や学校長のレベルにおいて創意工夫を行うことが重要である。また、このような観点からも、特別支援学校と特別支援学級の間の双方向の人事交流を積極的に行っていくことは大きな意味がある。

⋮